

鋼索

昭和六年十月十六日より実施

自今迄進工場工賃水記ノ再改正ス

一 鋼索在運賃付本数及標準重量ヲ左ノ通リ改正ス

- 二 鋼索標準重量一人あり者依左ノ如ク
  - 十一ミリ七十五キロ 九キロ
  - 十九ミリ百キロ 十一キロ
  - 二十五ミリ 十二キロ
  - 三十四ミリ 十二キロ

三 工賃ハ精製快致(二級品ヲ含ム)總出来高ヲ九十四%以テ算シタル數ヲ鋼索點トシテ之ヲ標準重量ニシテ算シタル數ヲ其日ノ支払ニ付控上具做スモノトス

四 燒キ過キ燒キ不足ニシテロル者ハ其ノ時ハ一ニシテ其ノ代價トシテ控上具做ス

五 休日倍償(加算)ロル折換ナタル替型替スル場ハ清更工賃中ニ含マレトス

六 日曜修繕型替特別歩増等ノ方トシテ一割以上ニ別以下ヲ控上具置キ月去精製快致等ノ精算ノ剩余ヲ生シタルトキハ勤務ノ成績ニ依リ支払ヲセルトス

別記ニ

要求書

今般会社より提示セタル單便改正計シテ甲部ニ全従業員ハ絶対承認不能ハス

本年元既二年考ニ厚薄ノ際廿ハ全海難ニ有リ時会社側ノ提示セタル單便ハ從來ノ單便